

# 防犯機能付電話機等の

# 購入補助します!

1世帯 各1台まで  
機能付電話機：上限 10,000 円  
テレビドアホン：上限 10,000

## 米子市にお住まいの高齢者等を悪質な 振込詐欺や電話勧誘等から守ります!

購入前に、必ず事前申請が必要です。機器購入期限：令和6年2月15日まで



悪質な勧誘、振込詐欺を**ブロック**



これで安心!



**【安心ポイント】** 迷惑電話防止機能付電話機であれば、電話に出る前にアナウンスを流し相手に警告します。また、電話に出てしまっても通話内容を録音できるので、証拠として残せます。事前に警告アナウンスを流すと、詐欺被害防止につながります。

### 【対象の方】

米子市に居住する高齢者等の配慮を有する消費者(または同一世帯員)

※(1)(2)に該当する方

- (1)65歳以上の方。
- (2)障がいがある方、認知機能の低下が認められる方など消費生活上特に配慮を要すると市長が認めた方。

### 【補助の概要】

※(1)または(2)を購入された方に購入額を補助します。(1世帯 各1台につき上限1万円)

原則 5年以上の適切な使用が要件です。

- (1)防犯機能付電話機・・・「通話録音事前予告機能」、「通話録音機能」及び「ナンバーディスプレイ機能」を備えた電話機(子機の機能を備えている場合は同様の機能を有すること)
- (2)テレビドアホン・・・室内から来訪者を確認できるモニター機能及び映像の録画機能をそなえたドアホン

### 【申請方法】

★機器購入されてからの申請は、補助金対象になりませんのでご注意ください!

①必ず機器を購入する前に、申請書・カタログ等の写しを提出してください。

②申請者の本人確認書類(運転免許証等)の写しが必要

③交付決定後、電話機等をご自身で購入し、実績報告書、領収書、支払請求書を提出してください。

④後日、購入額(上限10,000円)を口座に入金します。

※申請書は、米子市ホームページからダウンロード出来ます。また、市役所市民二課にございます。

※詳細は、下記までお問い合わせください。

【お問い合わせ】〒683-0003 米子市加茂町一丁目1番地

米子市役所市民生活部市民二課(市役所本庁舎1階)

☎0859-23-5376(平日 8:30~17:15)

FAX0859-23-5391

# 手続きのながれ



申請は購入前に！

賃貸住宅、共同住宅等にテレビドアホン等を設置するにあたり、設置工事を行なう場合は、住宅の所有者、管理者等の承諾を得ていることを確認することができる書類の提出が必要です。



## 購入補助申請



### 【申請時に必要なもの】

- ・本補助金の交付を受けようとする者の本人確認書類(運転免許証等)の写し
- ・購入しようとする補助対象機器の機能が記載してあるカタログ等の写し
- ・認印(スタンプ印不可)
- ・申請書(様式第1号)は、米子市ホームページからダウンロードできます。また、市民二課窓口にも準備してあります

【申請受付】 市民二課⑩番窓口(市役所本庁舎1階)



## 審査後、補助金交付決定通知書送付



### 申請内容を審査後、交付決定通知書を郵送します

- 補助金交付決定日から60日を経過する日又は令和6年2月15日のいずれか早い日までに、補助対象機器を購入してください
- ※上記期限までに購入がない場合は、申請取消となります



## 電話機器等を購入



- 購入店から、領収書をもらう
- ※領収書には購入日、購入機種、購入金額が明記してあること



## 実績報告書の提出



- 補助対象機器の購入後から30日を経過する日または、令和6年2月末のいずれか早い日までに、下記を提出してください
- ※上記期限までに実績報告の提出がない場合は、申請取消となります

- ①実績報告書(様式第3号)
- ②補助金の支払請求書(様式第5号)  
※口座が分かる通帳等をご用意ください  
※認印をご用意ください(シャチハタ不可)
- ③領収書(写し)【提出先】 市民二課⑩番窓口(市役所本庁舎1階)



## 補助金の支払

おおむね1ヶ月程度で、指定された口座に振り込みます